

「八代市地域づくり会議」について

I 設置の経緯

地域審議会が平成28年3月31日をもって設置期間満了することから、設置期間満了後のあり方について、各地域審議会において意見聴取を実施



地域審議会に代わる機関等が必要であるとの意見が多数




市民の意見をきめ細やかに市政に反映させるため、市長の行政運営上の意見聴取の場として、新たに「八代市地域づくり会議」を設置

II 概要

1 設置

(設置)
第1条 市民の意見をきめ細やかに市政に反映することにより、市域全体の一体性を基底とする個性豊かな地域づくりの推進に資するため、八代市地域づくり会議（以下「地域づくり会議」という。）を設置する。




- ☞設置の目的は、
地域審議会と同様に、市民の意見をきめ細やかに施策に反映することです。
- ☞機関の名称は、
地域に係る施策や課題等に関して、地域住民の意見を伺う場とすることから、「地域づくり会議」とします。

2 所掌事務

(所掌事務)
第2条 地域づくり会議は、地域づくりの推進のために市長が必要と認める事項について協議し、その結果を市長に提言するものとする。

2 地域づくり会議は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

- (1) 市町村合併の検証に関する事項
- (2) 地域に係る施策及び課題に関する事項
- (3) その他地域づくり会議が必要と認める事項



- ☞地域づくり会議の役割としては、
①市長の求めに応じて協議・提言、②市長に意見を述べることの2つがあります。
- ☞具体的には、
他の審議会や委員会に属さない「市町村合併の検証」などの事項について、ご意見を伺います。

3 組織

(組織)

第3条 地域づくり会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、市内に住所を有する者のうちから、地域、年齢、性別等に偏りが無いよう配慮し、市長が委嘱する。

☞委員の人数は、

八代・坂本・千丁・鏡・東陽・泉の6地域からそれぞれ5名とし、合計で30名以内とします。

- ・概ね50才以上の方 2名(男女各1名)
- ・概ね49才以下の方 2名(男女各1名)
- ・公募 1名(性別不問)



3-2 分科会

3 地域づくり会議は、必要に応じて特定の事項について調査し、及び研究するため分科会を設置することができる。

●運営要領(抜粋)

(分科会)

第11条 要綱第3条第3項の規定に基づく分科会の設置手続は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 地域づくり会議が分科会の名称、所掌事務等必要な事項を別に定めることにより設置する。
- (2) 地域での意見交換を行うため、当該地域の委員全員の合意により、会長に設置報告を行うことにより設置する。

- 2 分科会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 3 分科会に関する報償費、旅費等は、原則として支給しない。

☞地域づくり会議の中で、必要に応じて、「地域分科会」などの設置ができます。

☞分科会を設置する方法は、次の2つの方法があります。

- ①地域づくり会議で分科会設置要領等を定め設置する方法
- ②地域での意見交換のため関係委員の合意により設置する方法

☞分科会には、委員以外の関係者(地域の有識者や事務局職員等)の出席を求めることができます。



4 任期等

(任期等)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、市内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

☞委員の任期は、約2年です。

☞市民による会議であるため、市外へ転出された場合は、委員であることができないものとします。



5 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第5条 地域づくり会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、地域づくり会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

●運営要領 (抜粋)

(議長)

第2条 地域づくり会議の会議(以下「会議」という。)の議長は、会長が務めるものとする。

☞委嘱後最初の会議で、委員の互選により、会長と副会長を決めます。

☞会議の議長は、会長が務めるものとします。



6 会議の招集

(会議の招集)

第6条 地域づくり会議は、会長が招集する。

2 地域づくり会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

☞会議の招集は、会長が行いますが、会長が決まっていない初回は、市長が招集することとします。

☞委員30名のうち15名以上の出席で会議が成立します。



Ⅲ 開催方針

1 開催期日

原則として、日曜日開催



☞ お勤めの方でも参加しやすいよう、日曜日の開催とします。

2 協議の方法

「全体会議」と「グループ協議」の2つの形式

☞ 意見交換については、多くの方が発言できるよう、6人×5グループを基本としたグループ協議形式をとります。



☞ 最終的な意見集約や提言の取りまとめを行う場合については、会長を議長とする全体会議によるものとします。

3 協議の内容

- ・市町村合併の検証について
- ・上記を踏まえた今後の地域づくりについて



☞ 本年度の主な協議内容は、「市町村合併の検証」です。

委員の皆様から、合併及びその検証に対するご意見をいただきながら、本年度中に「合併検証報告書」を作成する予定です。